



## 道州制特区(1)

常任理事・情報広報部長 中川俊男

昨年12月、高橋はるみ北海道知事は、経済財政諮問会議に出席し、小泉総理に対して、全国に先行して北海道で道州制を特区として実施することを要望しました。さらに、今年4月5日、道は「道州制特区にむけた提案」をまとめて発表しています。本ページは新設のコーナーですが、今月から3回にわたり道州制特区について解説します。

**道州制とは：**全国をいくつかの大きなブロックにわけて広域的な自治体を作ろうとするものです。この構想は、国は外交・防衛などに専念し、それ以外は広域自治体である道州が担うというもので、これまでの都道府県制度を根本から変えることを意味します。たとえば、東北の3県が合併すれば「北東北道」という名称が考えられます。

全国に先行して北海道で道州制を特区として試みる最大の理由は、単独で広域なブロックを形成しており、他の地域のように複数の県を合併させるという難題を克服する必要があるからです。

**連邦制との違いは：**アメリカやドイツの連邦制とは違います。連邦制は主権を国から地方へ分割する制度で、地方政府が連邦政府である国全体の統治体系をどう形成するかを考えるものですが、日本でこれを行うためには憲法の改正が必要になります。今、提案されて

いる道州制は、あくまでも国の統治権の下で地方自治の体系を形成しようとするものです。したがって国会が唯一の立法機関であることに変わりはありません。

**これまでの流れは：**平成12年4月に施行された「地方分権一括法」が議論のはじまりです。北海道でも同年から道州制の検討が始められましたが、昨年の総選挙において発表された自民党の「政権公約2003」に「道州制導入の検討と北海道における道州制特区の先行展開」が明記されてから流れが加速しました。この公約には、地方分権改革の「先行実施モデル地域」として「北海道道州制特区」を創設すると記載されています。

**北海道で先行実施する道州制特区とは：**財源の移譲、規制改革、権限の移譲、国と地方支分部局との事務事業の一元化が構想の柱です。言い換えると、「三位一体改革」と「地域再生」の両方を包含した大局的な概念と言えます。

北海道がこれまで克服すべき課題としてきた3K（寒冷・過疎・広大）についても、これを機会に欠点を利点としてとらえようとする前向きな議論が見られています。

今回は、大きな目玉である「上書き権」や、心配される「問題点」について解説します。